

令和3年度第1回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 次第

日時：令和3年10月21日（木）
18時00分～20時00分
場所：甲南青少年研修センター会議室

1. 開会

- ・市民憲章唱和
- ・あいさつ（委員長）

2. 自己紹介

3. 議事

①令和3年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況及び今後の事業実施について

②甲賀市青少年活動セミナーの開催目的について

4. その他

- ・資料 1 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿」
- ・資料 2 「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」
- ・資料 3 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則」
- ・資料 4 「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」
- ・資料 5 「令和3年度青少年自然体験活動事業 一覧表」
- ・資料 6 「甲賀市青少年活動セミナー資料」

こう か し し みん けん しょう 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
めざすをを目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろどる山河と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に

あなたも仲間
生きいき文化
応える安心
受けついで伝統
鹿深の夢を

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員名簿

| 区分 | 団体等 | 職名 | 氏名 | 委嘱日 | 任期 |
|----|------------------------|-------------------|-----------------|--------|-------------------------------|
| 1 | 青少年 関係団 体代表 者 | ガールスカウト | 団委員長 | 佐々木美耶子 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |
| 2 | | ボーイスカウト | 団副委員長 | 横川 正己 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |
| 3 | | 甲賀市青少年育成 市民会議 | 会長 | 前田 武広 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |
| 4 | | 甲賀市P T A連絡 協議会 | 副会長 | 田中 充 | R3. 6. 1 R3. 6. 1～R4. 9. 30 |
| 5 | 学識経 験者 | ボーイスカウト | 団委員長 | 吉久 義則 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |
| 6 | 行政関 係者 | 学校教育 | 大野小学校校長 | 山本 寛 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |
| 7 | | 幼稚園・保育園 | 保育幼稚園課 | 野々山 弥生 | R3. 6. 1 R3. 6. 1～R4. 9. 30 |
| 8 | | 自然体験活動施設 | みなくち子どもの森 所長 | 小西 省吾 | R2. 10. 1 R2. 10. 1～R4. 9. 30 |

資料2

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に關し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に關し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に關し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 酒気を帶びていると認められる者
 - ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
 - エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者
 - オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者
 - カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。
 - ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

- イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。
- エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。
- オ 飲食又は喫煙しないこと。
- カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

- (3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。
- (4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

（委任）

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

| 会議の開催案内 | |
|--------------|---|
| 1. 会議の名称 | |
| 2. 開催日時 | 年　　月　　日 () 時　　分から |
| 3. 開催場所 | |
| 4. 議題 | |
| 5. 公開又は非公開の別 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由) |
| 6. 傍聴者の定員 | 人 |
| 7. 傍聴手続 | |
| 8. 問い合わせ先 | |
| 9. その他 | |

様式第2号（第8条関係）

| 会議の概要報告 | |
|-------------|---|
| 1.会議の名称 | |
| 2.開催日時 | 年　月　日（　） 時　分～　時　分 |
| 3.開催場所 | |
| 4.議題 | |
| 5.公開又は非公開の別 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由) |
| 6.出席者 | |
| 7.傍聴者数 | 人 |
| 8.会議資料 | |
| 9.議事の結果概要 | |
| 10.その他 | |

○甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則

平成26年1月29日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第4条 委員会に専門的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲賀市青少年自然体験活動振興計画

平成 22 年（2010 年）3 月 29 日

甲賀市教育委員会

目 次

はじめに

| | | |
|-------------|-------|---|
| 第1章 計画策定の趣旨 | | 1 |
|-------------|-------|---|

| | | |
|----------------|-------|---|
| 第2章 青少年を取り巻く環境 | | 2 |
|----------------|-------|---|

| | | |
|----------------|-------|---|
| 第3章 自然体験活動の大切さ | | 2 |
|----------------|-------|---|

- 1 自然とのふれあい
- 2 自然体験活動とは
- 3 自然体験活動がもたらす効果

| | | |
|---------------|-------|---|
| 第4章 自然体験活動の現状 | | 5 |
|---------------|-------|---|

- 1 甲賀市の自然環境
- 2 市内の自然体験活動

| | | |
|-------------------------|-------|---|
| 第5章 自然体験活動を推進するにあたっての課題 | | 8 |
|-------------------------|-------|---|

- 1 安全対策の意識の不足
- 2 子どもを取り巻く課題
- 3 大人の理解や経験の不足
- 4 指導者の不足と格差
- 5 情報提供の不足
- 6 フィールド（場）の不足

| | | |
|----------------------------|-------|----|
| 第6章 自然体験活動の振興の基本的方向と展開のプラン | | 11 |
|----------------------------|-------|----|

- 1 推進の対象
- 2 推進の視点
 - (1) 安全な実施
 - (2) 地域との係り
 - (3) 人材の発掘・育成
- 3 基本的方向と展開のプラン

- (1) 安全実施の体制の確立と啓発
- (2) 自然体験活動に対する理解の促進
- (3) 自然体験活動の指導者・団体の育成
- (4) 自然体験活動の機会と情報の提供
- (5) 自然体験活動の場の確保と整備

4 推進の体制

- (1) 行政の役割
- (2) 市民の役割
- (3) 各種団体の役割

第7章 すばらしい活動をしていくために 23

はじめに

平成19年7月31日、甲賀市教育委員会が主催する自然体験を目的とした講座において、市内の小学生お二人の尊い命を奪う重大な事故を起しました。

本来、子どもたちの成長にとって大切な活動であるのに、このような重大な事故を起したことは痛恨の極みであります。

しかし、このことによってさまざまな活動を停滞させるのではなく、この痛ましい事故を教訓として、安全に実施することの大切さ、子どもたちが自然に接することの大切さを改めて確認し、次代を担う子どもたちが元気にたくましく育っていくために、自然体験活動を積極的に推進していく必要があります。

今回、市教育委員会では、行政はもちろんのこと市民のみなさま、青少年育成団体のみなさまとともに、多くの子どもたちが、安全安心に身近なところで自然体験活動ができる「安全・安心の自然体験活動モデル都市」を目指し、この「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」を作成しました。

この計画を再出発点として、行政のみならず、すべての大人の責務として、市内の子どもたちに素晴らしい自然体験活動が提供されていくことを強く望みます。

平成22年3月

甲賀市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

次代を担う子どもたちが、いきいきと成長していくことは全ての大人の願いであります。

そのためには、幼少期から、さまざまな体験を通して、命の尊さを学ぶことや、他人を思いやる気持ちを育むなど、人としての基本的なことを身につけることが大切です。

さまざまな体験の中でも、自然体験活動は危険が伴う場合がありますが、多くのことを学ぶことができ、そして生きる力を育む活動として、子どもたちにぜひ体験させたい活動の一つです。

この計画は、子どもの成長にとって大切な自然体験活動について、市内の現状や課題、また活動のすばらしさや大切さを改めて考え方認識しながら、「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指して、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、市内の子どもたちに向けて、安全を第一に、より効果的な青少年の自然体験活動を推進していく指針とします。

第2章 青少年を取り巻く環境

家庭においては、少子化や核家族化の進行により、祖父母から親へ、親から子へ、生活の知恵などを伝え学ぶ機会が減少するなど、家庭が本来持っていた教育力を低下させてきています。

地域においては、就労や生活のスタイルが多様化したことにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進み、地域の行事が伝承されなかつたりするなど、地域が持っていた教育力が低下してきていると言われています。

また、情報化の進展は、以前は自らの体験を通して得ていた情報を、多用なメディアを通じて擬似体験の中で簡単に得ることができ、そのことが、あたかも実際に体験したような錯覚を起こしていると指摘されることがあります。

もちろん甲賀市の青少年を取り巻く環境についても、地域の差はあるものの、上記のような環境の変化が生じており、そのことが子どもたちにさまざまな影響を与え、心豊かな人間に成長するための大切な機会を大きく減少させていると考えられます。

第3章 自然体験活動の大切さ

1 自然とのふれあい

自然体験は、日常、非日常を問わず、自然とのふれあいを通しながら、子どもたちの成長過程に必要な能力を養うことができる大切な人格形成、成長の場です。

自然の力や不思議さに出会い、失敗や成功をくりかえしながら、大切な体験を自分の心と体にきざみつけ、学んでいくのです。

これは、教室や家の中で、あるいは本を読んだり、映像で見ただけでは身に付きにくいものです。

2 自然体験活動とは

いわゆる「自然体験」は、行政、学校、地域において、明確な目的を持って意図的に行われるものから、子どもたちが学校の行き帰りや普段の遊び場の中で、特に意図せず自然と触れ合うものなど、さまざまなものがあります。

この計画で定義する自然体験活動は、主に「明確な目的を持って自然の中で行われる意図的な体験活動」を指し、具体的には、キャンプ、ハイキング、登山などの野外活動、植物の観察や星の観察などの自然学習会、自然にある物を利用しての工作などの活動が考えられます。

3 自然体験活動がもたらす効果

子どもたちが成長していく過程では、直接体験でしか得ることができないことが多くあり、自然体験、集団体験、奉仕体験、勤労体験などさまざまな体験をすることが不可欠です。

その中でも自然体験活動は、日常生活から離れて、非日常の場で、普段の生活の場では得ることができない体験ができ、そこから自然の厳しさ、不思議さを理解し、自然や人に対し思いやりの心を養うことはもちろんのこと、自主性や社会性、協調性など子どもたちが生きていく上で大切な基礎となるさまざまな能力を育てることができる大切な体験活動の一つです。

特に自然体験活動には次の事項のような効果が具体的に期待でき、ぜひとも青少年に提供をしていきたい活動の一つとなります。

感性や知的好奇心を育む

普段の生活では接することのない美しさ、雄大さ、神秘性、厳しさなどは、直接人間の五感に働きかけ、人々に感動や驚きを与え、子どもたちの感性を育み、また、知的好奇心を育てます。

生きるための知識や力を育む

自然の中でのさまざまな活動は、知識や技術を単なる理解として身につけることではなく、実体験を通して多くのことを体で身につけることができます。

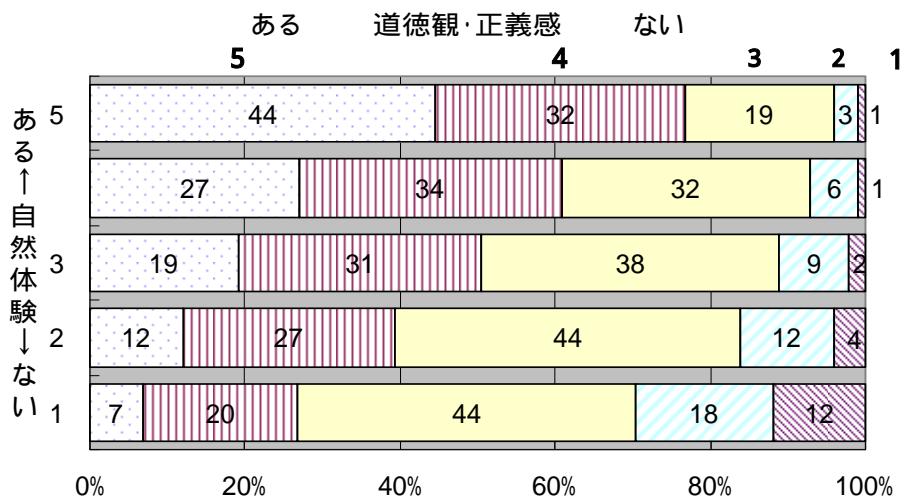
人との接し方など社会性を育てる

さまざまな活動の中では、仲間と相談し協力する、お互いに助け合うなどの行動が求められ、このような行動を通じて自主性や協調性などの社会性が育まれます。

自然の大切さへの理解を深める

体験を通じて学ぶことや、動植物などをはじめとした自然に関する知識は、自然の大切さ理解することに併せて、日常生活における環境保全や自然愛護への積極的な態度を養い、身近なところからの環境問題についての認識を高めます。

自然体験と道徳観・正義感の関係



全国の公立小学校 4 年生、6 年生、中学校 2 年生を対象にした調査では、「自然体験」がある子どもは、「近所や家の人にあいさつをする」「電車など体が不自由な人に席を譲る」「友だちが悪いことをしていたらやめさる」をしている割合が多い結果が出ています。

* 「自然体験」と「道徳観・正義感」に関する質問への回答を得点化し、各々の子どもの得点を 5 段階に区分した上で、両得点をクロス集計した。
(独立行政法人国立青少年教育振興機構 「【青少年の自然体験活動等に関する実態調査】報告書平成 17 年度調査」より)

第4章 自然体験活動の現状

1. 甲賀市の自然環境

市内の自然環境は、住宅地や工業団地の開発が進んではいますが、まだ豊かな自然が多く残っています。東には国定公園に指定される鈴鹿山脈が縦断し、南は三上・田上・信楽県立自然公園に指定された地域が広がっています。また、地域面積の約70%を森林が占め、鈴鹿山脈をはじめとした甲賀の山々を水源として、野洲川や杣川、大戸川をはじめとした多くの河川が市内を流れています。

これらの自然も人を排除するような厳しい自然ではなく、農業や林業に利用されたり、地域の人々による草刈が行われている、人の手の行き届いた里山と呼ばれる自然です。河川も決して人を寄せ付けないような荒々しいものではなく、人が入り活動ができる規模であり、夏には川原でのバーベキューをする人や釣りをする人の姿が多く見られます。

また、そのような自然を活かして、市内には東海自然歩道が通過し、いくつものキャンプ場や公園などが設置されています。そこでは、市内のみなさんだけではなく、市外から人が訪れ自然にふれあっています。このように活動を展開するには大変恵まれた自然環境であると言えます。

市内の主なキャンプ場

| 名 称 | 所在地 | 主な施設 |
|-----------------|--------|-----------------------------------|
| 水口スポーツの森キャンプ場 | 水口町北内貴 | 炊事場、テントサイト他 |
| 青土ダムエコーバレイキャンプ場 | 土山町青土 | パンガロー、野外ステージ、テントサイト、炊事施設、シャワー施設他 |
| 高間みずべ公園キャンプ場 | 甲賀町油日 | 管理棟、炊事棟、芝広場、東屋、テントサイト、ウォータースライダー他 |

2. 市内の自然体験活動

(1) 青少年の自然体験の現状

かつて子どもたちは、近くの田んぼや畠、小川、あるいは公園など、自分たちの身近な地域を日常生活や遊びの場としていました。そこで、子どもたちは、異年齢の子どもや地域の大人と交わり、いろいろな知識や技能を伝授されていました。

しかし、第2章でも明記した青少年を取り巻く環境の変化により、少子化で地域の子どもが減少したことや、大人の生活スタイルや価値観が大きく変化し身近な場所で安全・安心に自然の中で遊ぶ環境が失われてきています。

(2) 自然体験活動の現状

子どもたちの自然体験活動は、学校、地域などさまざまな組織を通じて行われています。たとえば、市内の社会教育施設などでは近隣の恵まれた自然を活用し、川や山、あるいは田畠などを利用した自然体験活動のプログラムを市内の子どもたちへ向けて提供しています。

各地域においては、子ども会などを中心に、飯ごう炊さんや、伝統行事などを通じた体験活動が行われています。また、ガールスカウト、ボーイスカウト、総合型地域スポーツクラブ、青少年育成市民会議などの青少年育成団体が、多様な自然体験活動を提供しています。

社会教育施設などが主催で行う多くの自然体験活動は、市内のすべての子どもたちが原則的に対象となっていますが、地域の偏りや参加する子どもたちが固定化している場合がよくあります。

また、各地域や団体の活動では、内容、指導者の意識、やり方などについても違ったふうに思います。

地域子ども会での自然体験活動の状況について

設問 子ども会が主体となり実施した活動は。(120 団体回答【複数回答】)

| 項目 | 団体数 | 実施している割合 |
|--|--------------|--------------|
| キャンプ | 30 団体 | 25.0% |
| キャンプ以外の自然体験活動(山登り、ハイキング、バーベキュー) | 32 团体 | 26.7% |
| 清掃活動 | 59 団体 | 49.2% |
| 世代間交流 | 28 団体 | 23.3% |
| 一日旅行(バス旅行など) | 48 団体 | 40.0% |
| スポーツ大会 | 11 団体 | 9.2% |
| 新入生歓迎会や(*)六送会 | 89 団体 | 74.2% |
| お楽しみ会(クリスマス会やお誕生会など) | 91 団体 | 75.8% |
| 地域の伝統行事 | 61 団体 | 50.8% |
| その他 | 24 団体 | 20.0% |

* 六送会：六年生を送る会

(H20 地域子ども会活動アンケートより : 対象 甲賀市内各地域子ども会)

各家庭での自然体験活動の状況について

設問 家族(おとな)が、家の外でお子さんと一緒にやってやっていることはありますか。

【複数回答】

| 項目 | 保育園児年長 | 小学生3年生 | |
|--------------------|--------------|-----------|------------------------|
| 家族旅行 | 55.4% | 2位 | 54.6% 1位 |
| 自然体験やスポーツ | 41.7% | 4位 | 44.3% 3位 |
| 散歩、公園で遊ぶなど | 72.0% | 1位 | 45.2% 2位 |
| 園・保護者会・PTAなどの行事 | 52.4% | 3位 | 43.0% 4位 |
| 地域の行事への参加、ボランティア活動 | 28.3% | 5位 | 31.7% 5位 |
| その他 | 4.2% | 7位 | 5.7% 7位 |
| あまりない | 5.0% | 6位 | 7.0% 6位 |

(H20 家庭教育に関するアンケートより : 対象 甲賀市内保育園児年長・小学生3年生保護者)

第5章 自然体験活動を推進するにあたっての課題

前項で述べたとおり、市内では各種団体、学校、行政などがさまざまな形で自然体験活動を実施しています。

しかし、それらの活動も、青少年を取り巻く環境の変化などにより、人、場所などにかかる多くの課題を抱えています。

1 安全対策の意識の不足

自然体験活動は安全に行われなければ意味がありません。しかし、現状の活動においては、参加した子どもたちが喜ぶことや単に体験することにばかり着眼し、安全対策がなされざりになっている場合があります。

また、指導者の経験や知識の不足、あるいはマンネリ化したプログラムから、隠れた危険を見つけることができず、取り返しの付かない事故を招いたりします。

2 子どもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境の変化により、子どもたち自身にも多くの課題が出てきています。以前は家庭で培われてきた、基本的な生活習慣が身についていない子どもたちが多くなっています。

また、少子化の影響により地域での子どもが減少し、異年齢間で群れて遊ぶことがほとんどなくなってきており、その結果、地域の大人たちから、遊び方、地域のことなどを学ぶことがなくなっています。

さらに、塾や習いごとなどに追われ体験活動をする時間がない子どもたちも見受けられます。

3 大人の理解や経験の不足

自然体験活動は子どもの成長にとって大切な活動であり、ぜひ体験させたいという気持ちを多くの大人は持っています。

しかし、大人自身が、身近な地域で自然体験をしたことが少なく、自然体験活動に対する理解や技術、知識が不足しているということがあります。

4 指導者の不足と格差

自然体験活動を実施するには、経験豊富な指導者が必要です。しかし、地域で活動を実施される場合の多くは、長年にわたり従事する指導者がいないため、継続して行われない場合や指導者の知識や技術などにも差がある場合もあります。

また、指導者の資質の向上を目指し、研修会等を実施していますが、参加される指導者、団体が固定化される場合があります。

5 情報提供の不足

自然体験活動は、市内外問わずさまざまな場所で行われています。しかし、実際に対象となる、子どもたちや保護者などに、情報提供ができていない現状があります。

また、自然体験活動を企画、実施する側と参加する側のニーズが合わず、効果的な活動ができていないことがあります。

6 フィールド（場）の不足

本来、自然体験はどこでも身近な地域でできるものですが、子ども同士だけで近くの田んぼや畑、里山に入って遊んでいる子どもが少ないのが現状です。

これは、近くに残っている自然が、決して安全、安心に活動ができる場ばかりではないということがあります。

子ども同士はもちろんのこと、子ども会など地域で自然体験活動を実施する場合においても、安全・安心に活動できる場を作っていく必要があると考えられます。

第6章 自然体験活動の振興の基本的方向と展開のプラン

1 推進の対象

この計画は、市内の青少年に、素晴らしい自然体験活動を提供するために市および市教育委員会が講じる施策の振興に関する方向を明らかにするものであり、この計画においての主体者は、市や市教育委員会および市民全体とします。

計画の対象

本計画の対象は、市内の青少年をはじめとした市民のみなさんと、市内で青少年に関わる全ての団体、学校、保育園、幼稚園を含む行政全般とします。

計画の活動範囲

この計画での活動範囲は、地域での身近な自然はもちろんのこと、青少年が活動をするすべてのフィールド(場)(市内外を問わない)とします。

2 推進の視点

自然体験活動の推進にあたっては、(1)安全な実施・(2)地域との関わり・(3)人材の発掘・育成 の3点を大きなポイントとして、自然体験活動の振興に関する施策を計画的に推進することとします。

(1) 安全な実施

自然体験活動は内容がどんなに素晴らしいものであっても、安全に実施されなければ意味がありません。平成19年に発生した四万十川での痛ましい事故を教訓に安全を第一に事業を推進していく必要があります。

(2) 地域との関わり

自然体験活動の実施にあたり、市内に多く残っている自然を有効に活用することや、子どもたちが地域の大人たちと関わることは、自分たちが育っている郷土の素晴らしさを改めて知るきっかけとなります。

そのことが、地域のつながりの大切さを理解することや、自分の地域への愛情を持つことができ、郷土に誇りを持つ子どもたちを育むことへとつながります。

(3) 人材の発掘・育成

自然体験活動を実施するためには、子どもたちを指導する人材が必要です。行政や地域、各種青少年育成団体が実施する事業においてのリーダーや指導者として活躍する人材の育成はもちろん、各地域で子どもたちが日常生活の中で、体験する活動を見守っていただける人材を育んでいく必要があります。

また、地域の中には、自然体験活動の指導者としての能力を持たれている方がおられます。そのような人材を発掘する必要があります。

3 基本的方向と展開のプラン

自然体験活動の効果は、第3章でも述べたとおり、子どもたちにとっての成長過程において大切な活動です。

また、市内にはその自然体験活動が展開できる豊かな自然とそれを体験できる施設やフィールド(場)があります。それらを最大限に有効活用しながら、市内のすべての子どもたちに、大人たちの責任において自然体験活動が体験できる機会を作っていくことが大切です。

そこで、「子どもたちが、安全・安心に身近なところで自然体験活動ができる環境を作る」ことを目標として、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、自然体験活動を積極的に推進していく方向として次の5点を掲げ自然体験活動を進めていくこととします。

- (1) 安全実施の体制の確立と啓発
- (2) 自然体験活動に対する理解の促進
- (3) 自然体験活動の指導者・団体の育成
- (4) 自然体験活動の機会と情報の提供
- (5) 自然体験活動の場の確保と整備

(1) 安全実施の体制の確立と啓発

基本的方向

自然体験活動は、まずは安全を第一に実施しなければなりません。しかし、活動をする上では、落雷や台風などの気象現象や毒ヘビや毒キノコなどの動植物がもたらす「自然による危険」や、使用する道具や提供する食物などがもたらす「物による危険」、技術の未熟さや情報の不足などがもたらす「人による危険」など様々な危険があります。

自然体験活動を行う際には、危険に対する正しい認識をもち、事前に危険を察知し、回避することはもちろんのこと、実施した活動が、安全に実施されたか、検証し、次に生

かしていくシステムを構築していきます。

展開のプラン

青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの提供と活用

自然体験活動は、山、川、田んぼなどのフィールド(場)で、さまざまな活動が行われます。安全対策は、それぞれの活動で異なってきます。それぞれの活動にあったマニュアルを作成して、各地域や青少年関係の団体、行政、学校へ提供し、安全・安心な自然体験活動への活用を図ります。

自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立

市内で実施される自然体験活動が、安全対策マニュアル等を活用して安全に実施されているか、行政機関や市内青少年団体育成者、学識経験者でチェックできる場を設け、市内の自然体験活動の安全・安心な実施に活かします。

安全に実施するための情報の提供

参加する子どもたち、その保護者や青少年育成団体の指導者に対して、自然体験活動を安全に実施するための啓発資料の配布やインターネット、広報紙などを活用し、安全・安心な実施の啓発を行っていきます。

自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供

行政、教職員をはじめ青少年育成団体の指導者や、子どもたちに、自然体験活動を安全に実施することの大切さや危険の要素など知る学習会を開催し、安全に対する意識向上を図ります。

(2) 自然体験活動に対する理解の促進

基本的方向

自然体験は、子どもたちの成長にとって大切な体験活動の一つであることを、自然体験活動に携わるものだけが理解するのではなく、保護者をはじめ、広く市民の方々に周知する必要があります。このことで、特別なプログラムではなく、日常的な場面において地域や家庭で子どもたちが自然に触れる環境を作ってもらい、見守っていく雰囲気を作るようにします。

展開のプラン

自然体験活動の大切さの理解を広める

自然体験活動は子どもたちにとって大切な活動であり、体験させたい活動であることを、市の広報紙やホームページなどの広報媒体を活用し、地域の子ども会など各地域において青少年に自然体験活動を提供する団体はもちろんのこと、保護者をはじめとして、広く市民の方々へ啓発し、自然体験活動の振興に向けた気運を高めます。

小さい頃から自然に接する機会の促進

自然体験活動で必要とされる能力の多くは、小さい頃から家庭において日常生活の中で培われるものです。

また、小さい頃の自然と接した経験は、年齢を重ねていく上で、活動に参加したいという気持ちを育んで行きます。

このような能力や経験を育むためには、保護者が自然に接することの大切さを理解することが必要です。保護者に対して自然に接することの大切さを啓発し、多くの子どもたちが小さい頃から自然に接する機会を促進します。

(3) 自然体験活動の指導者・団体の育成

基本的方向

青少年自然体験活動を実施していくためには、それを的確に指導ができる指導者や団体が必要となってきます。

行政の自然体験活動を担当する職員をはじめ、各地域や青少年育成団体等で、実施される自然体験活動を的確に指導できる指導者の養成、行政や各地域、学校などで行われる自然体験活動を的確に指導できる団体の育成および支援をしていきます。

展開のプラン

指導者の発掘・登録などの指導体制の整備

市内には、自然体験活動の指導者として自らが培った知識や技能を活かして、活躍ができる方が多くおられます。その方々を市内で実施される青少年の自然体験活動の指導者として活用を図るため、青少年自然体験活動人材バンクの整備などを図ります。

自然体験活動指導者の育成

市内の子どもたちが多くの自然体験活動を充実してできるように、自然体験活動の知識や技能取得のための研修を行い、新たな自然体験活動指導者の育成に努めます。

ジュニアリーダーの育成

参加した子どもたちが継続して、自然体験活動に参加したいと思うためには、比較的年齢の近いお兄さんやお姉さんの影響は大きいものがあります。異年齢間での活動のリーダーとして自信を持って指導ができるジュニアリーダーの育成を図ります。

自然体験活動を指導する団体への支援と育成

青少年育成市民会議やボーイスカウト、ガールスカウトなどの自然体験活動を実施する既存の団体が、積極的に事業を実施できるように支援を行います。

また、地域や家庭などで行う自然体験活動に、充実した支援ができるように、自然体験活動を実施するNPOや団体の育成を図ります。

市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置

市内には、青少年関係団体や行政をはじめ自然体験活動を実施している団体や機関が多くあります。しかし、それぞれの団体、機関の連携が少ないため、実施した事業の結果が他の事業に反映されないなど、十分な情報交換が行われてはいません。それぞれの団体、機関が持っているノウハウなどを共有し、レベルアップや連携を促進することを目的とした情報交換の場の設置を図ります。

(4) 自然体験活動の機会と情報の提供

基本的方向

多くの子どもたちが、自然体験活動に参加できるように、積極的に自然体験活動の機会を提供していく必要があります。併せて、市内に限らず、様々なところで実施される自然体験活動の情報を発信していく必要があります。

展開のプラン

市内の自然を活用した自然体験活動のプログラムの開発と提供

市内には第4章でも述べたとおり、自然体験に活用できる豊かな自然があります。また、その自然を活用した施設があります。それらを活用したプログラムを開発し、広く市民の方に提供をしていくことを図ります。

自然体験活動に関する事業の情報提供

子どもたちが自然体験活動に参加するには、まず活動がどこで行われているのか知ることから始まります。子どもたちが自ら参加したいと思うきっかけや、家庭で自然体験活動の話しがされるきっかけとして、市内の自然体験活動に限らず、近隣で実施される活動を紹介できるような情報紙の作成や市ホームページなどを活用し、積極的に情報提供を行います。

自然体験活動を実施するための資料などの提供

自然体験活動を実施するには、多くの知識や資料などが必要となってきます。地域や団体、家庭などさまざまな場所で実施される活動が、効果的なものになるように、市内の公民館や図書館などの身近な場所に、資料として安全対策マニュアルや自然体験活動に関する書籍を設置します。

(5) 自然体験活動の場の確保と整備

基本的方向

市内には豊かな自然が多くあり、自然体験は身近なところで行うことができる環境にあります。その自然を有効に活用しながら安全・安心に活動のできる場を確保し、その整備を図っていきます。

展開のプラン

子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保

自然体験活動は、普段の生活の中で自然と接することから始まります。身近な場所で安全・安心に自然体験ができる、場所の確保を図ります。

自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備

市内での自然体験活動を推進するため、既存施設を活用し、活動に必要な機材の貸出しや情報を管理する拠点を設け、活動の支援を図ります。

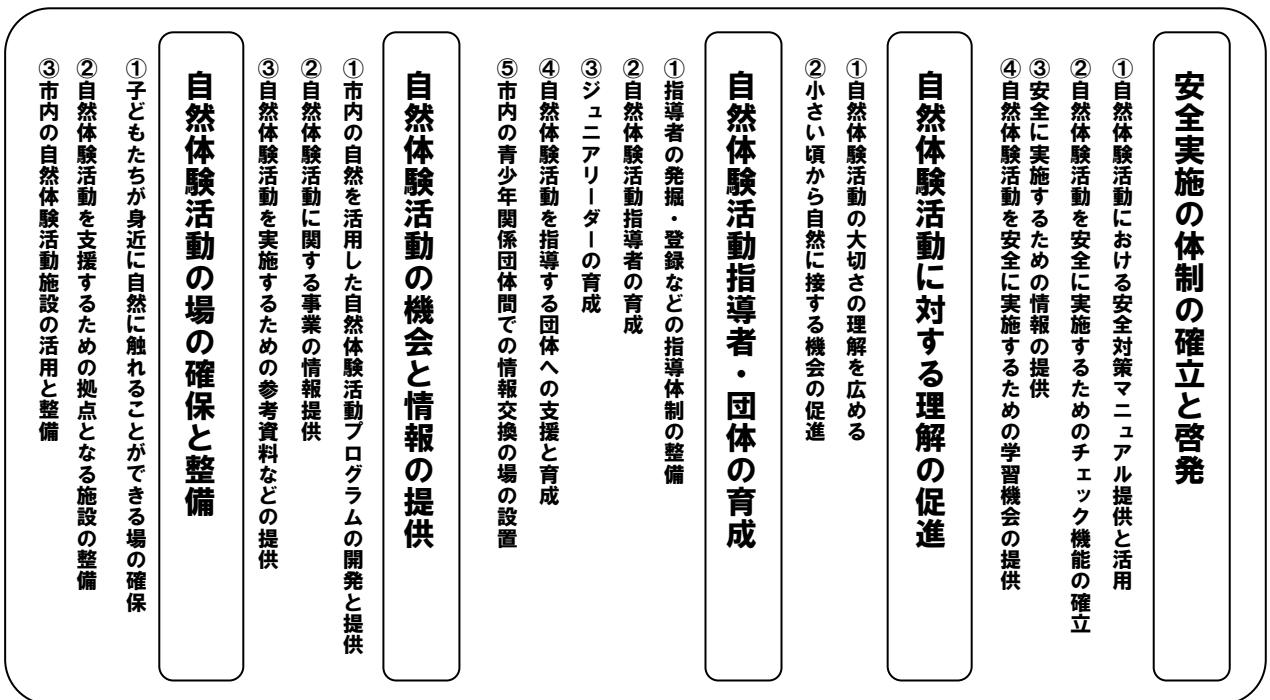
市内の自然体験活動施設の活用と整備

市内のキャンプ場など自然体験活動施設が、誰でも安全・安心に使えるように、定期的な点検を行いながら必要な整備を図っていきます。

目標 安全・安心の自然体験活動モデル都市



「子どもたちが、安全・安心に身近なところで自然体験活動ができる環境を作る」



推進のための 3 つの視点

安全な実施

人材の発掘・育成

地域との関わり

自然体験活動の課題

フィールド（場）の不足

子どもを取り巻く課題

大人の理解や経験不足

情報提供の不足

指導者の不足と格差

安全対策の意識不足



「子どもたちにとって素晴らしい自然体験活動を推進していくため」

4 推進の体制

「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指し、自然体験活動を推進していくには、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、推進していく体制を構築することが不可欠です。

そのためには、行政、地域、青少年関係団体など、それぞれがやるべき役割を明確にし、与えられた責務を果たして行く必要があります。

(1) 行政の役割

自然体験活動の推進において、市、市教育委員会(学校、保育園、幼稚園)の責務は最も重要であり、果たす役割は多岐にわたります。特に市内のすべての自然体験活動が安全に実施されるための支援は、課せられた重要な役割です。

そのためには、青少年自然活動支援センターの機能の充実や専門的な知識、技術を有した指導員の配置、広く市民のみなさんへの啓発、必要な情報の収集や提供、自然体験活動に関わる市内の施設等との連携はもちろんのこと、県や国などの機関や自然体験活動を実施している様々な団体などとも連携を図りながら、安全・安心で、子どもたちにとって素晴らしい活動の提供を図っていく必要があります。

(2) 市民の役割

自然体験活動を推進していくには、子どもたちが身近な自然と触れ合うことが大切です。そのためには、市民一人ひとりが自然体験の大切さを理解し、日常の遊び場となっている地域の公園や通学路などにおいて子どもたちが安全・安心に、自然と触れ合う環境を作り、小さい頃から家庭や地域において積極的に自然と触れ合えるように心掛けていく役割があります。

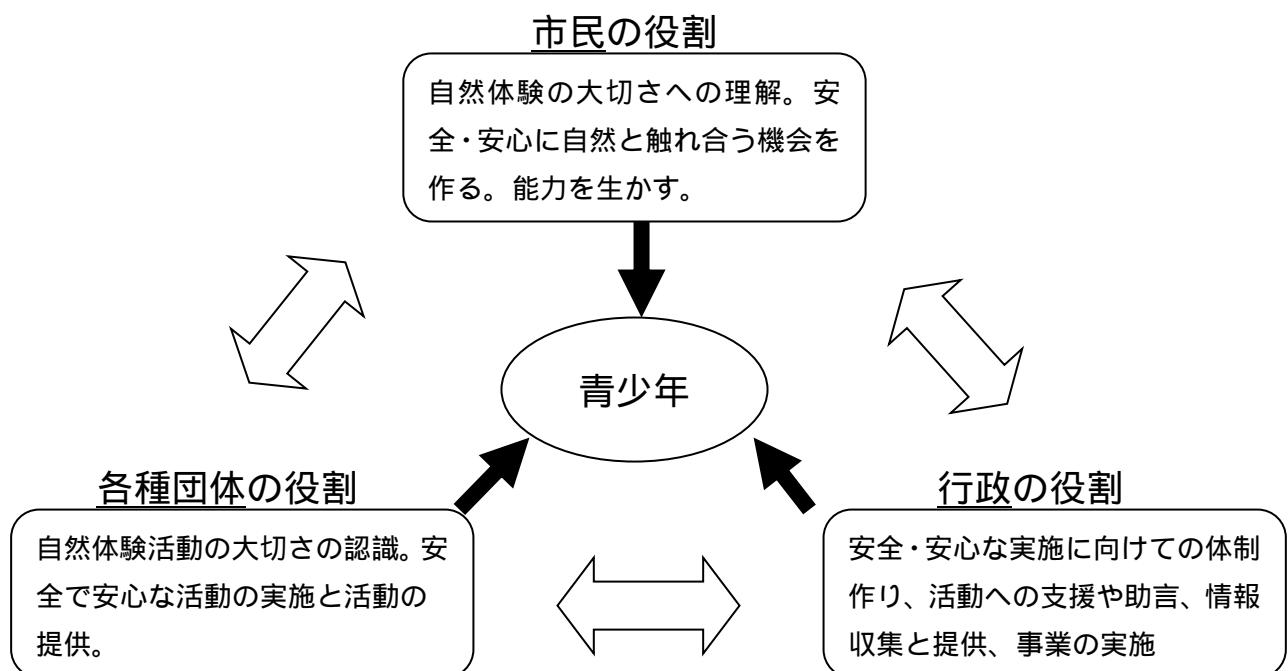
また、市民のみなさんの中には、自然体験活動に必要な様々な知識や能力をお持ちの方がおられます。積極的にその知識や能力を活かしながら、指導者やサポーターとし

て活躍していただこうことを期待します。

(3) 各種団体の役割

市内には地域をはじめとした様々な場面において、子どもたちに自然体験活動を提供している団体が多くあります。一人でも多くの子どもたちが自然体験をするには、各種団体の役割は大きいものがあります。そのためには、指導者や引率者が研修会へ参加したり、各種団体同士が連携を深めるなどして、自然体験活動に関する知識や技術を高め、安全・安心な活動ができるようにしていく必要があります。

また、普段から一緒に活動をしている団体や地域を限定した活動を実施するだけではなく、地域や行政の実施する自然体験活動を替わって実施できるような団体となっていくことを期待します。



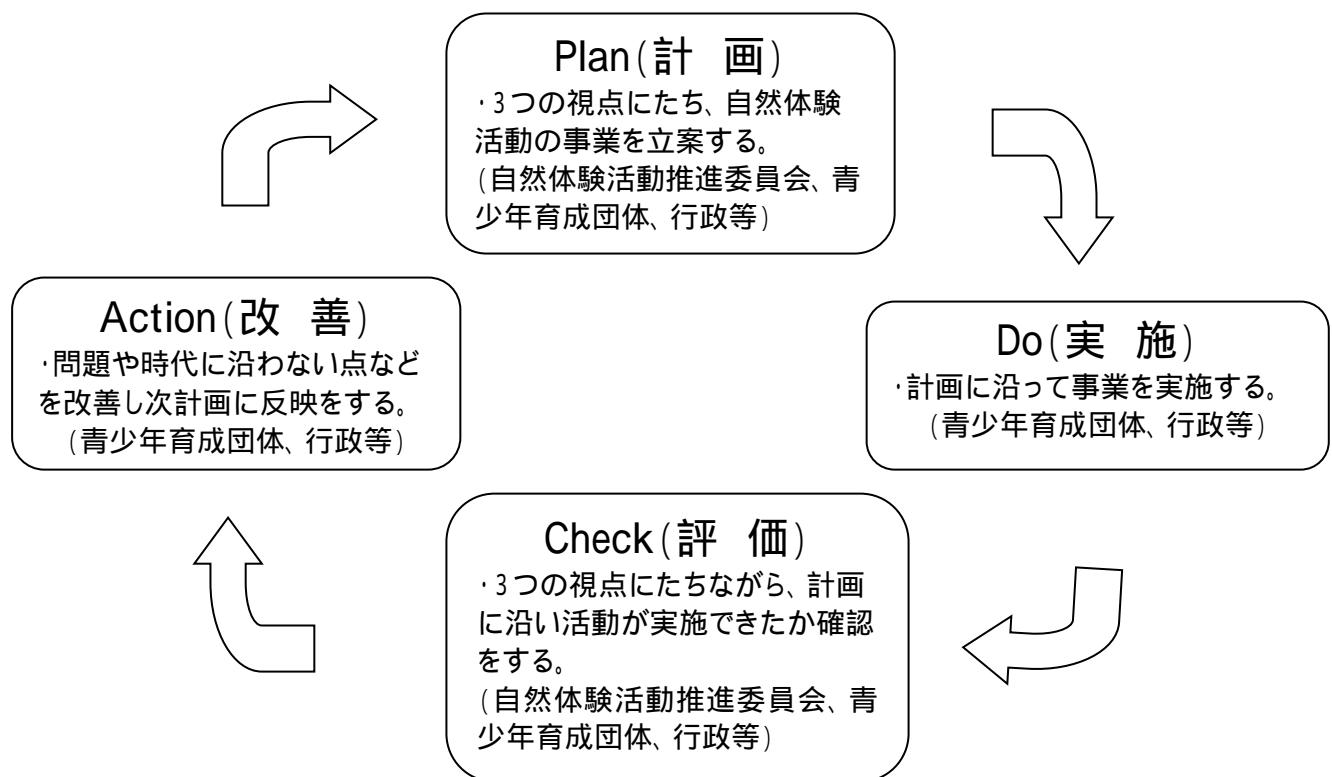
第7章 すばらしい活動をしていくために

市内の青少年がいきいきと成長していくことを願い、「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指して、本計画を策定しました。

しかし、実現していくためにはいくつもの課題があります。特に、人員、予算、施設など行政、市民、各種団体の有している資源には限りがあります。本計画をより効果的に実施していくためには、計画のプランに優先順位をつけ、毎年どのような事業を優先に実施していくか検討する必要があります。併せて、目まぐるしく変化する青少年の環境の変化を的確に捉え、柔軟に計画に反映をさせていくことも大切です。

このように計画をより効果的に実施していくために、計画 実施 評価 改善のPDCAマネジメントサイクルを本計画の推進主体者である行政のみならず実施する機関、団体などで確立することが必要です。

このような課題についても、行政のみで検討するのではなく、推進の3つのポイント(安全な実施、人材の発掘・育成、地域との関わり)の視点をもって、地域、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、連携を図りながら検討していくこととします。



【参考文献】

- 『豊かな体験が青少年を育てる』 伊藤俊夫編 【(財)全日本社会教育連合会】
- 『あなたも自然体験活動のリーダーになれる 自然学校をつくろう』 岡島成行著 【山と渓谷社】
- 『青少年の野外教育の充実について(報告)』 青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議
- 『青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル』 甲賀市教育委員会

參 考 資 料

甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱

平成 20 年 3 月 27 日
教育委員会告示第 5 号

(設置)

第 1 条 青少年を対象とした自然活動の安全確保を支援するために、甲賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に甲賀市青少年自然活動支援センター(以下「自然活動支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 自然活動支援センターは、教育委員会事務局社会教育課内に置く。

(職員)

第 3 条 自然活動支援センターには、次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 指導員

(3) その他の職員

(職務)

第 4 条 所長は、上司の命を受け自然活動支援センターの事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 指導員は、専門的な指導及び調査研究を行う。

3 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(分掌事務)

第 5 条 自然活動支援センターの分掌事務は次のとおりとする。

(1) 青少年の自然活動における、安全性向上の支援に関すること。

(2) 青少年の自然活動を担当する職員の人材育成の支援に関すること。

(3) 青少年の自然活動に関わる市民や団体に対する安全教育や情報提供の支援に関すること。

(4) 青少年の自然活動における、安全対策及び安全教育の調査研究に関すること。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年教委告示第 2 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 26 日
教育委員会告示第 18 号

(設置)

第 1 条 本市における青少年を対象とした自然体験活動を推進するため、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験活動の普及推進に関する計画の策定に関すること。
- (2) 自然体験活動の安全対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、自然体験活動の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青少年関係団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第 7 条 委員会に専門的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることがある。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、任期は平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず教育委員会が招集し、最初に行われる専門部会は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず委員長が招集する。

付 則(平成 21 年教委告示第 2 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員名簿

(順位不同・敬称略)

| 委 員 名 | 所 屬 等 | 任 期 | 備 考 |
|--------|---|-------------------|------|
| 佐々木美耶子 | ガールスカウト（滋賀県第37団） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 横川 正己 | ボーイスカウト（甲賀第1団） | H21.1.29～H22.3.31 | 副委員長 |
| 林 善彦 | 市青少年育成市民会議 | H21.1.29～H22.3.31 | 委員長 |
| 岡本 雅敏 | 子ども会（市子ども会連合会） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 大西 保和 | PTA（市PTA連絡協議会） | H21.1.29～H21.3.31 | |
| 福井 富久 | PTA（市PTA連絡協議会） | H21.4.1～H22.3.31 | |
| 岡村 洋子 | 学識経験者（（財）滋賀県文化振興事業団 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 中本 博之 | 学校教育（市内学校） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 小谷 茂 | 学校教育（市学校教育課） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 小西 省吾 | 自然体験活動施設（みなくち子どもの森） | H21.1.29～H22.3.31 | |
| 福井 喜伸 | 自然体験活動施設（市内公民館） | H21.1.29～H21.3.31 | |
| 長 健次 | 自然体験活動施設（市内公民館） | H21.4.1～H22.3.31 | |

甲賀市青少年自然体験活動振興計画策定経過

| 年月日 | 名 称 等 | 内 容 |
|----------|------------------------|---|
| H21.1.29 | 第 1 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市の青少年自然体験活動の現状について ・甲賀市自然体験活動推進計画について ・子ども向け安全マニュアルの作成について |
| H21.3.10 | 第 2 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自然体験活動を推進するにあたっての課題の整理 ・「推進の方向性（目標）」、「具体的な推進プラン」へ向けての素材 |
| H21.3.26 | 第 3 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「推進の方向性（目標）」、「具体的な推進プラン」へ向けて ・計画を具体的に進めるにあたっての課題 |
| H21.6.23 | 第 4 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲賀市自然体験活動振興計画(原案)について |
| H21.9.14 | 第 5 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動の取り組みについて ・(仮称) 甲賀市自然体験活動振興計画(原案)について |
| H21.10.8 | 第 6 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲賀市自然体験活動振興計画(原案)について |
| H22.1.26 | 第 7 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲賀市自然体験活動振興計画(原案)について |
| H22.3.29 | 甲賀市教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲賀市自然体験活動振興計画(案)協議 |

令和3年度 青少年自然体験活動事業 一覧表

| 項目 | 展開のプラン | 実施事業 | 事業内容 | 実施計画・時期等 | 意見等 |
|---------------------|------------------------------|----------------------------|--|---|-----|
| (1)安全実施のための体制の確立と啓発 | ①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用 | 青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布 | 自然体験活動を指導する立場である青年リーダーへ「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。 | 青少年活動セミナー(青年リーダー等)において配布 活動セミナー(10月以降で月1回開催) リーダー研修会(6月～11月で月1回開催 ニンニン忍者キャンプ実施前研修) (8月、9月まん延防止および緊急事態宣言中で中止) | |
| | ②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立 | 青少年自然体験活動推進委員会での確認 | 青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。 | 青少年自然体験活動推進委員会の開催 (R3.8.26延期 → R3.10.21開催・R4.2月開催) | |
| | ③安全に実施するための情報提供 | 自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。 | 自然体験活動を行う団体へ、ライフガイド等安全に実施するための備品の貸出を案内する。 | 甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内 | |
| | | 夏休みセーフティハンドブックの配布 | 夏休み前に市内の小学4年生に配布する。 | ハンドブックの配布(7月) | |
| | | 自然体験活動を安全に実施するための啓発 | 夏休み前に広報紙、あいコムこうか等を利用して広く市民に啓発する。 | ・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示板を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・水遊びの安全啓発(市内小・中学生保護者へのメール配信) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発 | |
| | ④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供 | 指導者研修会の実施 | 安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。 | 青少年自然体験活動指導者等研修会 ・甲賀市スポーツ少年団指導者、保護者研修会 11月13日 かふか生涯学習館 ・甲賀市青少年健全育成市民会議 11月予定 ・講師 青少年自然活動指導員 | |
| | | 青少年活動セミナーの実施 | 青少年の活動を実施するにあたり、初めて参加する一般の青少年でもこのセミナーを通じて指導できる青年リーダーへと育てるとともに、青少年活動の意義や企画・実施における安全対策の重要性を学び、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として開催する。また、青年リーダーが培ったスキルを他の団体と共有することで、ネットワークの構築や情報交換、連携や協力できる組織づくりを目指していく。 | 青少年活動セミナー開校式 ・とき R3.7.31開催 ・場所 甲賀市役所3階301会議室 ・演題 青少年活動とリーダーとは ・講師 今井正裕 氏 (一財)大阪府青少年活動財団・吉野宮滝野外学校 ・対象 青年リーダー ※10月以降で月1回研修会開催(R4.7.31セミナー開催) | |
| | | 自然体験活動担当者等研修会の実施 | 自然体験活動に関わる職員等が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できる能力を高める。 | 自然体験活動担当者等研修会 中止(新型コロナワクチン接種出役業務等のため) | |
| (2)自然体験活動に対する理解の促進 | ①自然体験活動の大切さの理解を広める | 自然体験活動を安全に実施するための啓発 | 夏休み前に広報紙、あいコムこうか等を利用しての啓発 広く市民に啓発する。 | 【再掲】 ・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示板を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・水遊びの安全啓発(市内小・中学生保護者へのメール配信) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発 | |
| | ②小さい頃から自然に接する機会の推進 | 夏休みセーフティハンドブックの配布 | 夏休み前に市内の小学4年生に配布する。 | 【再掲】 ハンドブックの配布(7月) | |
| | | 自然体験活動の実施 | 就学前児童とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。 小学1・2年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。 | ニンニン忍者親子デイキャンプ ・とき 9月25日(土)／9月26日(日) 中止 ○11月27日(土) 就学前児童 ・とき 10月30日(土)／10月31日(日) 中止 ○11月28日(日) 小学1・2年生 ・場所 甲南青少年研修センター 中止 ○水口スポーツの森西キャンプ場 ・定員 各4組(家族) ・対象 未就学児と保護者・兄弟姉妹、小学1・2年生児童と保護者・兄弟姉妹 | |
| | | | 小学4年生～中学3年生を対象にキャンプ技術の向上や仲間作り等のスキルを身につけ、自信を持って活動できるジュニアリーダーを育成する機会の提供。 | ニンニン忍者夏キャンプ → ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 8月21日(土)／8月22日(日) 中止 ○11月6日(土)／11月7日(日) ・場所 甲南青少年研修センター ・定員 各16名(4班編成) ・対象 小学4年生～中学3年生 | |

| 項目 | 展開のプラン | 実施事業 | 事業内容 | 実施計画・時期等 | 意見等 |
|-------------------------|-----------------------|--|---|--|-----|
| (2)自然体験活動に対する理解の促進 | ②小さい頃から自然に接する機会の推進 | 各公民館主催の事業実施 | 各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。 | 市の委託事業である「夢の学習」で実施 | |
| | | 自然体験活動実施への指導・助言 | 小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。 | 青少年自然活動指導員の派遣 | |
| | | みなくち子どもの森の運営 | 未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入 | <p>みなくち子どもの森の行事【年間予定；（ ）内はコロナウイルスによる再検討後の回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こいもクラブ（農場を中心とした行事） 9回→（8回） ・観察会など 9回→（8回） ・しぜんさんぽ 12回→（10回） <p>団体などの受入【9月末時点の年間申込状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園 利用なし ・小学校 校外学習18校 約900人 やまとこ31校 約1,200人 ・他の団体 教職員研修、大学など | |
| (3)自然体験活動の指導者・団体の育成 | ①指導者の発掘・登録などの指導体制の整備 | 指導者データベースの整備 | 広報等を利用してながら自然体験活動の知識や技能を持つ方々を把握すると併せて、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。 | 指導者データベースの整備方法を検討 | |
| | ②自然体験活動指導者の育成 | 養成研修の実施 | 市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。 | <p>青少年自然体験活動指導者養成研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とき R4.1～3月予定 ・場所 甲南青少年研修センター／野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員 | |
| | ③青年リーダー(ジュニアリーダー)の育成 | 青年リーダー養成研修、キャンプ事業の実施 | <p>自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施。</p> <p>青年リーダーには直接子どもたちを指導する体験を通して指導者としての実践を積む機会の提供。</p> | <p>青年リーダー養成研修</p> <p>自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施</p> <p>ニンニン忍者キャンプの開催に向けた事前試作等研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とき 6月～11月 全6回→8月、9月中止で全4回 ・場所 甲南青少年研修センター／水口スポーツの森西キャンプ場 | |
| | ④自然体験活動を指導する団体への支援と育成 | 研修会の実施 | 指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための情報の提供を行う。 | <p>【再掲】</p> <p>青少年自然体験活動指導者等研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市スポーツ少年団指導者、保護者研修会 11月13日 かふか生涯学習館 ・甲賀市青少年健全育成市民会議 11月予定 ・講師 青少年自然活動指導員 | |
| | | 団体への活動支援 | 自然体験活動を実施する団体が積極的に事業を実施できるように支援。 | <p>施設利用時の使用料減免</p> <p>青少年自然活動指導員の派遣</p> <p>補助金の交付(青少年育成市民会議、ガールスカウト)</p> | |
| ⑤市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置 | 情報交流会の実施 | 市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。 | 【再掲】 | | |
| | | | 青少年自然体験活動指導者養成研修会 | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・とき R4.1～3月予定 ・場所 甲南青少年研修センター／野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員 | | |

| 項目 | 展開のプラン | 実施事業 | 事業内容 | 実施計画・時期等 | 意見等 |
|---------------------|------------------------------|---------------------|--|--|-----|
| (4) 自然体験活動の機会と情報の提供 | ①市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供 | KYTなどのプログラムの開発 | 甲賀市内の自然体験活動が実施できる場所を活用したKYTブ等のプログラムの開発。 | 甲賀市内版のKYTプログラムの作成 ネイチャーゲーム、木の実クラフト、野外調理など指導者・所要時間・道具をパッケージ化し市内各地で出張実施の検討 | |
| | ②自然体験活動に関する事業の情報提供 | 自然体験活動情報紙の作成 | 市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。 | 市内で実施される事業および安全実施の啓発を市ホームページ等で掲載実施。 | |
| | ③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供 | 市内の図書館、公民館への参考資料の設置 | 青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。 | 特設コーナーの設置 | |
| | | みなくち子どもの森の運営 | 甲賀市の自然環境に関する普及 | ・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 ・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全) ・「甲賀市インターネット資料室」 ・「自然観察資料集」の配布 希望者へ | |
| (5) 自然体験活動の場の確保と整備 | ①子どもたちが身边に自然に触れることができる場の確保 | 自然活動施設の整備 | 甲南青少年研修センター野外調理施設整備 | 野外調理施設の整備 平成29年度完了、R3年かまど一部補修、オープンデッキ改修) | |
| | | みなくち子どもの森の運営 | 里山の自然環境を活かした園内の環境整備を行い、自然館では甲賀市の自然に関する展示を行う。 | ・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 ・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全) | |
| | ②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備 | 活動に要する資材の一括管理 | 青少年自然活動支援センター及び社会教育スポーツ課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。 | 青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて一括管理を行なっている。また、継続して、備品の貸出を行う。 | |
| | ③市内の自然体験活動施設の活用と整備 | 自然活動施設の定期点検 | 夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。 | 7月中旬に施設管理部局で実施 | |

令和3年度 甲賀市青少年活動セミナーの開催目的について

【青少年活動セミナーを通じて目指す姿】

- 市民が自主的かつ主体的に青少年育成に関わり、あらゆる環境や人材、手法を用いて青少年活動に取り組んでいるまち。
- あらゆる青少年活動において、その意義（教育的効果）と安全に対する意識と行動が明確化され、実践されているまち。
- 青少年活動を実践する団体や個人がネットワークを構築し、相互に情報交換や人材交流、連携・協力できる体制が整っているまち。

【青少年活動セミナーの開催目的】

- 青少年の活動を実施するにあたり、初めて参加する一般の青少年でもこのセミナーを通じて指導できる青年リーダーへと育てるとともに、青少年活動の意義や企画・実施における安全対策の重要性を学び、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として開催する。また、青年リーダーが培ったスキルを他の団体と共有することで、ネットワークの構築や情報交換、連携や協力できる組織づくりを目指していく。

【今までの取組み内容】

- 四万十川の事故から11年間「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を開催してきた。
平成30年7月31日 集い終了
遺族報告：子どもの安全を守りながら、より効果的な体験を提供していくことについて、ともに考えていく機会とする内容に変更していく。
- 安全安心な青少年活動を実施するためのセミナーを実施
(1回目) 平成30年度 平成31年2月16日
今井先生の基調講演とワークショップ 参加者65名
(2回目) 令和元年度 令和2年2月15日
パネルディスカッション 参加者64名

甲賀市で活動されている団体（スポ少、子ども会、ボーイ、ガールスカウト、PTA、自治会等）社会人を中心に『セミナー企画を担えるサポート』の育成を図ってきた。

(参加者アンケート抜粋)

- ・若い世代をもっと取り込む手法が必要である。
- ・若い世代の育成が必要である。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況は不透明であるが「青少年活動は途絶えてはいけない」

○令和2年度（昨年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人を集めたセミナーを取りやめ、少人数ではあるが「コロナ禍で『すき』をつづけるために必要なこと」と題して、実際甲賀市で活動されている団体から報告いただき、甲賀病院の岡林先生や今井先生に、専門家の立場から助言・指導受けた「青少年活動指導者のためのDVD」を作成し、各団体に配布した。

【今後の取組み内容】

○今後は、セミナー参加者のアンケートの意見にもあったように、若い世代を対象に『実戦部隊として、また指導的立場となる青年リーダー』の育成を図っていく。

○セミナーの開催は、青年リーダーを中心となって進めていく。

○アドバイザーは、青年リーダーに対して助言や協力する。

○青年リーダーの人数は20名程を想定している。

一般募集は6月から開始（年間を通して募集中）

募集年齢は、高校生以上から概ね30歳まで（青年リーダー設置要綱による）

○7/31は甲賀市にとって特別な日なので、令和3年度の事業のスタートとして、『青少年活動セミナー開校式』として開催する。

○青年リーダーには、セミナーの開催（知識向上）+市キャンプ参加（実技向上）で甲賀市独自の青年リーダーのスキルアップにつなげる。

○令和4年7月31日には、過去3回の指導者向けセミナーから、青年リーダー養成講座に焦点をあて、青年リーダーが企画・参画した1年間の成果として『第4回青少年活動セミナー』を開催する。

○この取組みは、単年度で終わるものではなく継続事業として、セミナーの中身をレベルアップさせながら他の団体と共有することで、ネットワークの構築や情報交換、連携や協力できる組織づくりを目指していく。

【R3年度からの事業計画】

(全 体 → アドバイザー)

(リーダー → 青年リーダー)

| 期日・場所 | 時 間 | 内 容 | 対 象 |
|---------------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|
| 5月18日（火） 甲賀市役所 | 19：00～（90分） | 事業計画の確認について | アドバイザー |
| 6月～ (年間通して) | — | 青年リーダー募集開始 | — |
| 7月31日（土） 甲賀市役所 | 10：00～（120分） | 青少年活動セミナー開校式 『青少年活動とリーダーとは』 | アドバイザー 青年リーダー |
| 9月17日（金） 甲賀市役所 | 19：00～（120分） | 青少年活動研修 | アドバイザー 青年リーダー |
| 10月～2月 甲賀市役所 月1回程度 | 19：00～（120分） | セミナーの内容調整 | 青年リーダー |
| 3月18日（金） 甲賀市役所 | 19：00～（120分） | セミナーの中間発表会 | アドバイザー 青年リーダー |
| 令和4年 7月31日（日） 碧水ホール | 10：00～（120分） | 青少年活動セミナー | アドバイザー 青年リーダー 関係団体 |

(※新型コロナウイルスの感染状況により期日やオンライン開催に変更する場合あり)

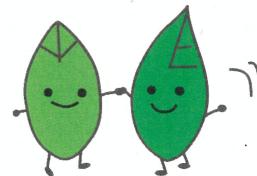


安全・安心な青少年活動が活発に行われている甲賀市

甲賀市

青少年活動セミナー

開校式



と き：令和3年7月31日（土）

10：00～12：00 (9:30～受付開始)

会 場：甲賀市役所3階301会議室 (甲賀市水口町水口6053番地)

地図は裏面

◆対象者 青少年活動に関心のある方で

事前申込み不要

高校生以上から概ね30歳まで

◆基調講演



「青少年活動とリーダーとは」

みんな来てね！



=講師=

一般財団法人 大阪府青少年活動財団

理事 兼 吉野宮滝野外学校部長

いまい まさひろ
今井 正裕 氏



【プロフィール】

奈良県吉野町で、閉校した小学校を活用した「野外学校」を運営し、人間関係を豊かに築く「人を育てる野外学校」として、年間約1万人の利用者対応を行う。
大阪府キャンプ協会副会長

(公社)日本キャンプ協会の中期計画である「ビジョン2020」推進委員会委員長

【問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 社会教育スポーツ課

(月曜日～金曜日 8時30分～17時15分まで)

電話 0748-69-2248

FAX 0748-69-2293

E-mail koka30104500@city.koka.lg.jp

7月31日は「甲賀市青少年活動安全誓いの日」です

甲賀市

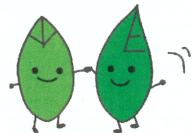
お待ちしています！



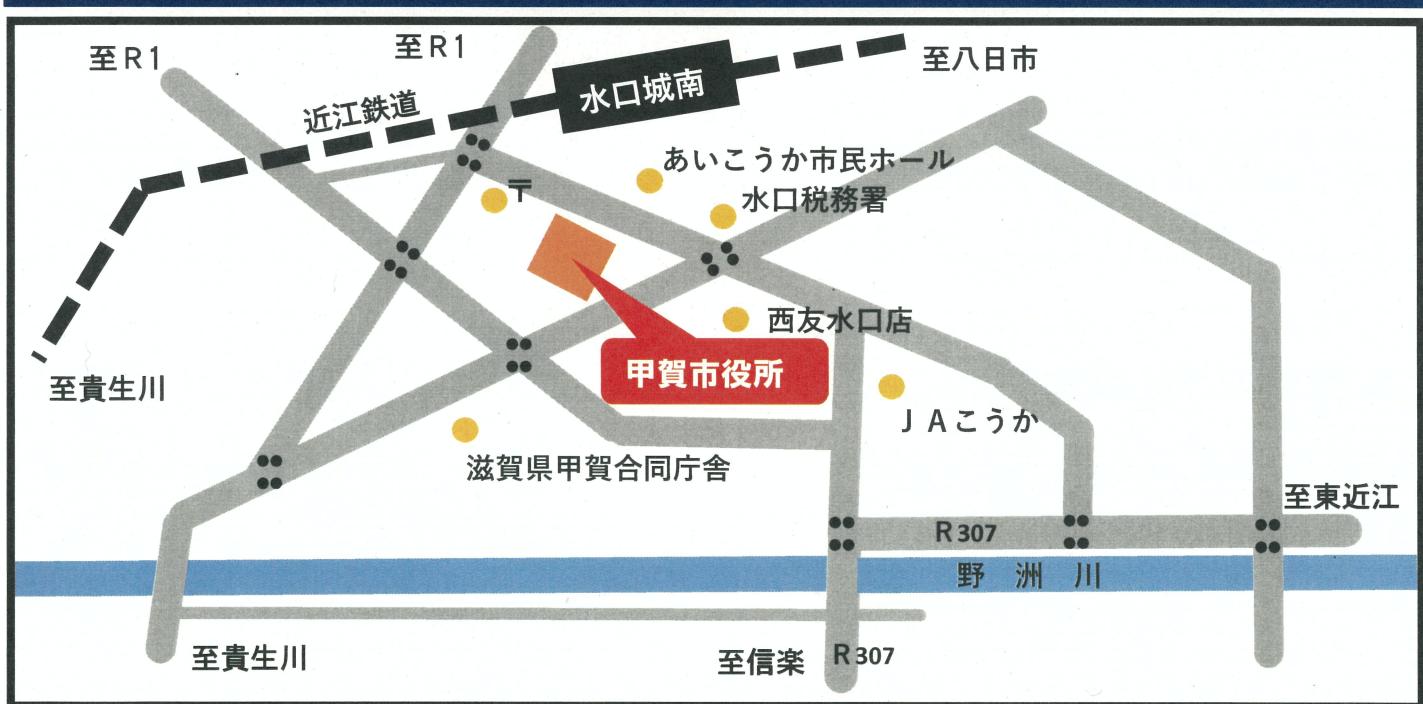
青少年活動セミナー開校式

とき：令和3年7月31日（土）
10:00～12:00（9:30～受付開始）

会場：甲賀市役所3階301会議室
(甲賀市水口町水口6053番地)



会場へのアクセス



[公共交通機関] 近江鉄道水口城南駅下車徒歩6分

[お車の場合] 甲賀市役所に駐車場有

★問い合わせ先★

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課

TEL 0748-69-2248/FAX 0748-69-2293

7月31日は「甲賀市青少年活動安全誓いの日」です